

厚木市複合施設等整備検討委員会公募委員の選考に関する基準

第1 目的

厚木市複合施設等整備検討委員会委員公募要綱第6条に規定する選考委員会において行う公募委員の選考について必要な事項を定める。

第2 選考人数

4人程度を選考する。ただし、補欠の委員の募集については、補欠の委員数とする。

第3 選考方法及び選考基準

選考委員会は、応募者から提出された厚木市複合施設等整備検討委員会委員応募申込書を基に、次表の評価項目ごとに5段階評価で採点した結果のほか、社会的活動の経験及び性別等を総合的に考慮した上で、応募者全員の順位付けを行うものとする。

なお、順位にかかわらず評価点の得点合計が満点の50パーセントに満たない者は選考しないものとする。

評 価 項 目	評価点（5段階評価）				
応募した動機の妥当性	5	4	3	2	1
応募の抱負	5	4	3	2	1
文章のわかりやすさや内容の充実度	5	4	3	2	1

【採点基準】 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

第4 その他

応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。

この基準は、平成30年10月24日から施行する。